

改葬許可申請を郵送でされる方へ

郵送で改葬の許可申請をされる際は以下の手順で行ってください。

【手続方法】

- ① 申請に必要な書類（以下参照）と切手を貼った返信用封筒を以下の提出先へ送付してください。
- ② 連絡の取れる電話番号を申請書の欄外等に記入してください。（別紙等でも可）

【改葬の申請に必要な書類】

- ① 改葬に関する証明申請書（墓地管理者の証明）
 - ・改葬する遺骨すべての必要事項を記入してください。
 - ・申請内容について埋蔵している墓地の管理者に証明をもらってください。
自治会管理の墓地の場合は、当該自治会長にお問い合わせください。
- ② 改葬許可（申請）書
 - ・改葬する遺骨 1 体につき 1 枚、申請書が必要になります。
 - ・下部の日付欄は記載不要です。
- ③ 本人確認書類
住民票や運転免許証、健康保険証の写しのいずれかを添付してください。

【注意】

- ・申請書類に不備等が無ければ、公印を押印した許可証（申請人数分）を送付します。
- ・申請書類に不備等がありましたら、手続方法②の番号に連絡します。
- ・申請書類の到着から許可証の発送までに 1 週間から 10 日程度必要です。
- ・手続に手数料はかかりませんが、返信用封筒に必ず切手を貼ってください。

【提出先】

671-1592

兵庫県揖保郡太子町鶯 280-1

太子町役場 生活環境課

[Tel:079-277-1015](tel:079-277-1015)